

## セカンドオピニオン外来のご案内

### 1. セカンドオピニオン外来の目的

相談者が自らの治療に関して最良の方法を選択するための参考にしていただく目的で、当院以外の医療機関を受診されている相談者に対して、その医療機関の主治医の診断内容や治療方針について当院の専門医が意見や助言を提供します。

セカンドオピニオン外来では、主治医から提供された診療に関する資料（診療情報提供書等）に基づいて相談者との面談を行います。したがって、診療や検査は行いません。

### 2. 相談の対象となる方

相談者ご本人が原則ですが、同意書があればご家族様による相談も可能です。なお、相談者が未成年の場合は、相談に来られるご家族との続柄を確認できる書類（健康保険証等）が必要となります。

### 3. 相談費用及び時間

セカンドオピニオン外来は、自由診療で行いますので健康保険は使用できません。相談費用は30分ごとに5,000円（税別）。ただし、相談時間は最大で1時間までとなります。

### 4. 相談までの手順

① 医療機関から地域医療介護連携室（FAX 058-388-3360）へ「セカンドオピニオン外来申込書（様式1）」を、必要事項を記入し送信下さい。医療機関からFAX後であれば、その紹介状をお持ちの相談者が直接相談日の予約を取ることも出来ます。

② 医療機関と相談日を確定した場合は、紹介元医療機関が相談者に、相談日等のご連絡をお願いいたします。

③ 相談日が決定後、当院より「予約票」を、医療機関へFAX返信をさせていただきます。

④ 当日は、診療情報提供書、検査データ結果等を持参の上、来院して下さい。

※受付：月曜～金曜日（土日・祝祭日、年末年始を除く。）8時00分～17時00分  
なお、申込書は、HPよりダウンロードできます。

## 5. セカンドオピニオン外来の提供が不可能な場合

- ① 最初から、当院への転院をご希望の場合
- ② 医療訴訟や医療苦情に関する相談
- ③ 医療費の内容や医療給付に関わる相談
- ④ 亡くなれた患者様を対象とする相談
- ⑤ 特定の医師、医療機関への紹介を希望されている場合
- ⑥ 相談内容が当院の専門外である場合
- ⑦ 診療情報提供書や検査資料等が持参できない場合
- ⑧ 予約外での来院

## 6. 受け入れ診療科及び対象疾患

診療科	主な相談対象疾患等
消化器内科	消化器疾患全般
乳腺外科	乳腺良性腫瘍、悪性腫瘍、乳癌鏡視下（カメラ）手術、乳房再建術
消化器外科	各消化器悪性腫瘍、良性腫瘍
呼吸器外科	肺癌、縦隔腫瘍、その他悪性腫瘍
婦人科	婦人科全般
泌尿器科	泌尿器関連癌

問い合わせ先

松波総合病院 地域医療介護連携室

〒501-6062

岐阜県羽島郡笠松町田代185-1

TEL (058) 388-3360 FAX (058) 388-4867